別記第２２号様式（第５７条関係）

許可番号 第　380 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都練馬区西大泉４丁目４－２６
氏名　株式会社日本環境衛生事業協会
代表取締役 渡部　豊一
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第５８条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年3月27日

荒川区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　汚でい

2　事業の区分　　収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設

株式会社京葉興業
株式会社太陽油化

4　作 業 場 所　　荒川区の区域内

5　許 可 期 間　　令和6年4月1日　から
令和8年3月31日　まで

6　許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

１　この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。